

令和7年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について (医政局長通知) 主な改正内容

(主な改正内容)

●全般的なレイアウトを見直し

- 「Ⅰ. 安全管理のための体制の確保等について」において、
 - ・「ⅰ. 一般的な安全管理のための体制の確保等について」
 - ・「ⅱ. 院内感染対策のための体制の確保等について」
 - ・「ⅲ. 診療用放射線に係る安全管理のための体制の確保等について」の項目を設け、当該項目に関連する内容及び関係通知等の記載を整理
- 「Ⅱ. その他医療機関の管理・運営上の留意点について」に修正の上、
 - ・「ⅰ. 防災・災害対策等について」
 - ・「ⅱ. 医師等の管理について」
 - ・「ⅲ. その他について」の項目を設け、当該項目に関連する内容及び関係通知等の記載を整理
- 「Ⅲ. 制度改正、事件等に関連する留意点について」に修正の上、当該項目に関連する内容及び関係通知等の記載を整理
- 「Ⅳ. 立入検査に関する留意点について」に文言を修正の上、
 - ・「ⅰ. 立入検査の実施に係る留意点について」
 - ・「ⅱ. 各種事案等への対応について」
 - ・「ⅲ. 立入検査の実施に係る一連の対応について」の項目を設け、当該項目に関連する内容及び関係通知等の記載を整理

●「Ⅱ. その他医療機関の管理・運営上の留意点について」において以下の下線の記載の追加

○ⅲ. その他について

ク. 死亡診断書等の交付等に係る取扱いについて (P15)

死亡診断書又は死体検案書（以下、「死亡診断書等」という。）について、検査の際に死亡診断書等の虚偽の記載や文書の偽造又は変造がみられた疑われる場合は、検査を止めて、速やかに管轄警察署に連絡する必要があることに留意する。

また、医師による死亡診断書等の交付に係る取扱いについては、医師法第20条等に規定されているが、患者が医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合に、「当該医師が死亡診断書を書くことはできない」又は「警察に届け出なければならない」という、同条ただし書の誤った解釈により、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘があることから、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、患者の死亡後に改めて医師が診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができることなど、同条ただし書の趣旨等について、「医師法第20条ただし書の適切な運用について（通知）」（平成24年8月31日付け医政医発0831第1号厚生労働省医政局医事課長通知）により示しているところであるので、適切な運用が図られるようお願いする。

●「Ⅲ. 制度改正、事件等に関連する留意点について」において以下の下線の記載の追加

○カ. 医療従事者の適正な配置について (P19)

医療従事者の適正な配置については、医療法上の人員配置基準標準に基づき、患者数に対応した数の医師等の配置がなされているか立入検査の際に確認することとしているが、必要に応じて、勤務表や、出勤簿及び健康診断記録の写し等の確認も定期的に行うなど、勤務の実態を確認しておくことにも留意する。

また、当該人員配置標準を満たしていない場合は、地方厚生（支）局にも情報提供すること。

○ケ. 精神病床を有している医療機関における対応について (P20)

精神病床を有している医療機関については、必要に応じて、精神保健福祉法の担当者と連携する。

●「Ⅳ. 立入検査に関する留意点について」において以下の下線の記載の追加

○iii. 立入検査の実施に係る一連の対応について

ア. 立入検査の実施について (P22)

医療法上適法を欠く等の疑いのある医療機関への立入検査については、「医療監視の実施方法等の見直しについて」（平成9年6月27日付け指第72号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考とし、立入検査を実施するとともに、立入検査の結果、不適合・指導事項を確認したときは、関係部局間の連携に留意しつつ、不適合・指導事項、根拠法令及び不適合・指導理由を文書で速やかに立入検査を行った医療機関へ通知するとともに、その改善の時期、方法等を具体的に記した改善計画書を期限をもって当該医療機関から提出させるなど、その改善状況を逐次把握するよう努める。

また、これらの医療機関については、その必要性について判断しつつ、定期的に立入検査又は報告徴収を実施するよう留意する。

さらに、特に悪質な事案に対しては、必要に応じ、厚生労働省による技術的助言を得た上で、違法事実を確認した場合は、法令に照らし厳正に対処する。

●その他、所要の修正
(形式的修正等)